

スーパーバイザーの倫理指針

日本産業カウンセリング学会

スーパーバイザーは、日本産業カウンセリング学会倫理綱領の他に、以下の項目を遵守しなければならない。

1. スーパーバイザーは、スーパーバイザー（カウンセラー）がクライアントに対して、その地位や資格を明示したことを確認すること。加えて、クライアントがスーパービジョンで求められていることを承知したことを確認すること。
2. スーパーバイザーは、クライアントが守秘義務と必要な場合の秘匿特権のコミュニケーションについての権利と限界について知っていることを確認すること。
3. スーパーバイザーは、スーパーバイザーに、スーパービジョンの目標、ケース管理の方法、スーパーバイザーの選択するスーパービジョン・モデルを含むスーパービジョンのプロセスについて伝えること。
4. スーパーバイザーは、スーパービジョン記録をとるとともに記録を保管し、スーパービジョンで得られたすべての情報は秘密と考えること。
5. スーパーバイザーは、スーパーバイザーの専門的判断に抵触したり、スーパーバイザーに害になるようなすべてのスーパーバイザーとの多重関係を避けること。
6. スーパーバイザーは、スーパーバイザーと危機状況の扱いに関する手順を決めておくこと。
7. スーパーバイザーは、スーパーバイザーに対して、所定の評価計画として適切で、時宜にかなったフィードバックを提供すること。
8. スーパーバイザーは、クライアントに対して適切なカウンセリングができないスーパーバイザーに対して、必要な支援を提供すること。
9. スーパーバイザーは、スーパーバイザーが心身の障害を負って、クライアントが危機にある場合は、介入すること。
10. スーパーバイザーは、心身の障害を負ったスーパーバイザーが適切なカウンセリングを提供できないと予測した場合、資格を認証しないこと。
11. スーパーバイザーは、自己の能力以外の領域のスーパービジョンを行わないこと。
12. スーパーバイザーは、スーパーバイザーがカウンセリングに関わる法律と倫理を承知していることを確認すること。
13. スーパーバイザーは、スーパービジョンとカウンセリングに影響するような文化的な問題について調べておくよう、スーパーバイザーに指導すること。
14. スーパーバイザーは、スーパーバイザーとクライアントが、その権利と適正な手続きについて知っていることを確認すること。

施行日 この指針は平成25年4月1日より施行する。